

鳥取県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	変更前	西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4234地先から同町福岡字石垣2933-1地先まで	7.3~23.8	203.0
		西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4232地先から同町福岡字石垣2935地先まで	6.2~17.5	64.0
	変更後	西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4234地先から同町福岡字石垣2933-1地先まで	8.0~19.3	192.0